NPO法人の定款の内容を確認しましょう

NPO法の改正やモデル定款の変更後も、改正前の規定や用語が残っている定款が見受けられます。

次の項目を参考に、自法人の定款をご確認ください。

1．定款変更の手続に関する規定について

(1) 各法人の定款の後半には、通常、「定款の変更」に関する規定があります。平成 24 年 4 月の法改正前は、定款変更は原則として所轄庁の認証を要し、法第 25 条第 3 項で定める軽微な事項のみ認証不要とする仕組みでした。

(2) 平成 24 年 4 月 1 日施行の改正NPO法では、法第 25 条第 3 項に掲げる 10 項目の変更は所轄庁の認証が必要で、それ以外の変更は、社員総会の議決後、所轄庁への届出が必要とされています（同条第 6 項）。現在のモデル定款第 48 条は、認証が必要な 10 項目を掲げています。

(3)「定款の変更」に関する規定（モデル定款第 48 条）を変更する場合
法第 25 条第 3 項第 10 号に該当するため、定款変更認証申請が必要です。

(4) 定款例（モデル定款）は、『NPO法人の手引　1　設立・運営編』37～52 ページをご参照ください。

（A　以前の定款例に多く見られる例）
この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
(2) 資産に関する事項
(3) 公告の方法

（B　認証不要となる事項を法律に委ね、具体的に列挙していない例）
この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（C　認証が必要となる事項について記載のない例）
この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

⇓　　⇓　　⇓

モデル定款第48条

（定款の変更）

第48条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の〇分の〇以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る ）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（別の条文案　10 項目を直接列挙せず、法律の規定を引用するもの）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める事項に係る定款の変更の場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

2. 議決要件について

(1) 定款で議決要件を緩和する場合でも、一般的な普通決議である出席者の過半数までとされています（内閣府NPO法Q＆A2-2-9）。
(2) したがって、「2 分の 1 以上」は 2 分の 1 ちょうどを含み、「過半数」と同じ意味ではありません。「2 分の 1 以上」や「3 分の 1 以上」などの規定は、「過半数」以上となるよう見直す必要があります。

モデル定款第48条など
（定款の変更）
第48条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の〇分の〇以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。（本文のみ。以下略）

（合併）
第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

３．役員の任期の伸長・短縮規定について

(1) 役員の任期は、NPO法第 24 条第 1 項により、2 年以内の期間を定款で定めることとされています。多くの法人は、定款で任期を 2 年と定めています。

(2) NPO法第 24 条第 2 項により、役員を社員総会で選任する法人は、定款の規定に基づき、後任が選任されていない場合に限り、任期満了後最初の社員総会の終結まで任期を伸長できます。役員を理事会で選任する法人にはこの規定を適用できないため、選任方法と任期の規定が整合しているか確認してください。

また、現在のモデル定款には、事業年度終了後の通常総会で役員を選任しやすくするため、一定の場合に任期を総会終結時まで短縮する規定も設けられています。

(3) 現在のモデル定款では、総会で役員を選任することを前提に、任期の伸長・短縮規定を置いています。この規定を設けることで、通常総会の開催日の変動に対応しやすくなります。

(4) 任期の伸長・短縮規定がない場合は、定款に定める任期満了日までに後任の役員を選任する必要があります。任期満了後に総会を開催しても、就任日を任期満了日の翌日に遡らせることはできません。役員改選の時期と定款の規定をあらかじめ確認してください。

モデル定款
（任期等）
第16条　略
２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
※　第 16 条第 2 項の前半が短縮規定、後半の「また」以後が伸長規定です。

特定非営利活動促進法(抜粋)
(役員の任期)
第24条　役員の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

4. その他の言い替え（H24 年 4 月等法改正漏れ）について

収支計算書⇒活動計算書、
収入⇒収益、支出⇒費用、収支決算⇒決算、収支予算⇒予算
収入支出⇒執行、破産⇒破産手続開始の決定
★理事会等の会議に関する規定の場合⇒定款変更認証申請書
☆その他の場合　　⇒定款変更届出書

モデル定款
（権能）
第 32 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
　(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更⇒　予算
（資産の構成）
第 40 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する　。
　(4) 事業に伴う収入⇒　収益
　(5) 資産から生じる収入⇒　収益
　(6) その他の収入⇒　収益
（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。⇒　予算
（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。⇒　執行
2 前項の規定による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。⇒　執行
（事業報告及び決算）
第 47 条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。⇒　活動計算書
（解散）
第 49 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産　⇒　破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2 前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。
3 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第 50 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち〇〇に譲渡するものとする。⇒　破産手続開始の決定

5. 特定非営利活動の種類について

(1) 特定非営利活動については、NPO法第 2 条第 1 項で、「別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と規定されています。

(2) 特定非営利活動の種類の推移

平成 10 年の法施行時は 12 種類でしたが、平成 15 年に 17 種類となり、平成 24 年 4 月 1 日から現在の 20 種類となっています。

(3) 設立から長期間が経過している法人は、定款に記載した活動の名称が現在の法別表のどの活動に該当するか明確か、また、定款制定時の法別表の号数を引用している場合に、現在の号数とのずれが生じていないかを確認してください。

(4) NPO法別表の経緯

ア NPO法施行(平成 10 年 12 月 1 日) 特定非営利活動は当初 12 種類

イ 別表改正(平成 15 年 5 月 1 日施行、一部修正及び 5 項目新設、全 17 号)

別表第四号中「文化」を「学術、文化」に改め、次の五号が新設されました。

十二 情報化社会の発展を図る活動
十三 科学技術の振興を図る活動
十四 経済活動の活性化を図る活動
十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
十六 消費者の保護を図る活動

ウ 別表改正(平成 24 年 4 月 1 日施行、3 項目新設、全 20 号)

新 四 観光の振興を図る活動
新 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
新 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として、都道府県又は指定都市の条例で定める活動

モデル定款第4条
第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
(1) ～(4) 略

現行のNPO法別表

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
二 社会教育の推進を図る活動
三 まちづくりの推進を図る活動
四 観光の振興を図る活動
五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
七 環境の保全を図る活動
八 災害救援活動
九 地域安全活動

十　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
十一　国際協力の活動
十二　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
十三　子どもの健全育成を図る活動
十四　情報化社会の発展を図る活動
十五　科学技術の振興を図る活動
十六　経済活動の活性化を図る活動
十七　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
十八　消費者の保護を図る活動
十九　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
二十　前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

6.「兵庫県知事」という表記が残っていませんか

(1) 平成 24 年 4 月 1 日施行のNPO法改正により、政令指定都市も所轄庁となりました。神戸市内のみに事務所を置く法人の定款に、改正前の所轄庁を表す「兵庫県知事」という表記が残っている場合は、「所轄庁」へ変更する必要があります。該当する条項がないか確認してください。

モデル定款

第１５条第４項第３号　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

第４８条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の〇分の〇以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第４９条第１項第６号　所轄庁による設立の認証の取消し

第４９条第３項　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。